

大淀町地域福祉活動計画

おあよびアクションプラン

～4つの「あい」でつながる、みんなの地域～

ふれあい

わかりあい

たすけあい

ささえあい

平成20年3月

社会福祉法人 大淀町社会福祉協議会



はじめに

このたび、策定されました大淀町地域福祉活動計画「おおよどアクションプラン」は、住民誰もがいきいき豊かに、安心して住み慣れた地域で生活を送ることができることを目標にして福祉のまちづくりの実現に向けて進めてまいりました。

社会福祉のあり方は行政による措置から、利用者の選択に基づく「契約」を基礎とした新しいシステムへと大きく変化しております。

このような変革の中で大淀町社会福祉協議会は、平成12年6月に施行された社会福祉法において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、改めて位置づけられました。

本計画は、「大淀町地域福祉計画」と連動しながら、6年間の住民活動を主体とし着実に実施されるように目標設定をいたしました。

福祉のまちづくりを推進するためには、大淀町社会福祉協議会はもとより、関係機関・団体、企業、ボランティア団体と何よりも住民の皆様との協働が必要となってきます。今後も一層皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

大淀町社会福祉協議会

会長 森下 征夫

地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、大淀町が策定した地域福祉計画と連携協同し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動の計画です。つまり、地域住民やボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会を基盤にして進めていく地域福祉を、どのように推進していくのかをまとめたものです。

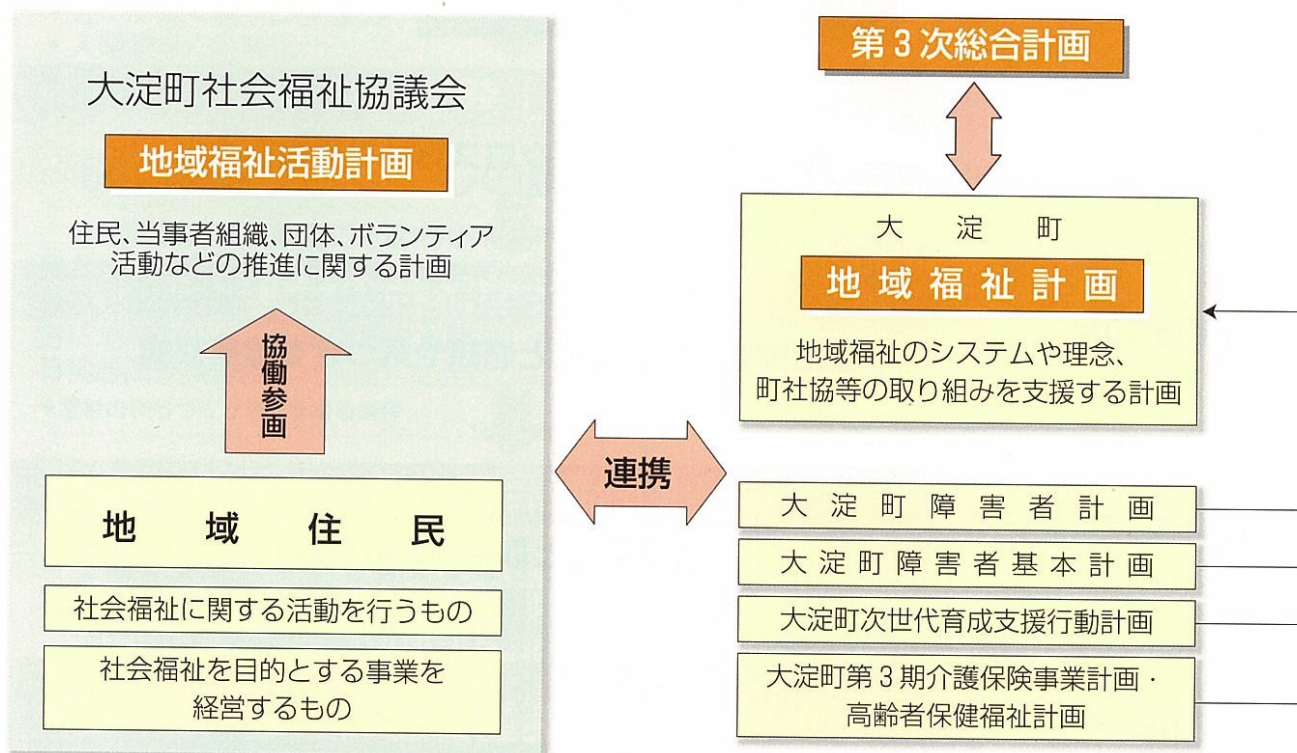
地域福祉活動計画はなぜ必要なのか

全国的に少子高齢化が急速に進んでいる中、家庭や地域社会の中での人間関係も大きく様変わりしています。核家族化が進み、家族の絆が弱体化し、社会では情報化、都市化等により、住民の助け合い、支え合いという社会的つながりが希薄化してきています。

こうした社会状況の中で、行政の役割はもとより、地域住民があ互いに助け合う関係を築いて行くことが求められています。

地域福祉は全ての住民が地域社会を構成する一員として、社会、経済、文化などあらゆる機会に参加できるようにしていくことが目標です。その地域福祉を推進していくためには行政の役割が重要になりますが、行政だけでできるわけではありません。住民が主体的に参加して、地域福祉を創り上げることが必要です。そこで大淀町の地域福祉を高めていくためには、行政の策定する地域福祉計画と両輪をなす地域福祉活動計画の策定が必要になります。

おおよどアクションプランの位置づけ



活動計画はこうして策定されました。

大淀町社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、大淀町町民の方や、民生児童委員会、自治体、福祉関係団体、福祉事業者など幅広い地域福祉関係者を構成委員として、地域福祉推進のため様々な福祉活動やボランティア活動の支援等福祉のまちづくりを推進してきました。

このような実績を踏まえて、これからの地域福祉のあり方を住民の自主的活動に焦点をおき、大淀町という地域に住む住民の方が地域に住み続けるための在り方を住民の方と一っしょに考え、具体的な地域福祉活動を実践するための活動計画策定の経過をご紹介します。



地域の課題分析から目標の設定へ

ここでは、活動計画を策定するために、行政資料・住民懇談会・生活実態調査などから明らかになってきた大淀町の生活課題や福祉課題について、類型別に見ていきながら、住民自身ができること、社協が行うこと、自治体が行うものに整理して、活動計画の目標設定を行いました。

【類型別にみた地域の課題】

第1類型

- ①地域の商工業、商店街の活性化
- ②くらしや福祉のことで気軽に相談できる窓口の設置
- ③孤立しがちな高齢者世帯への支援
- ④安心して行き来できる歩道の整備や段差の解消

第2類型

- ①狭い歩道や交通事故、騒音など道路や交通事情の改善
- ②子どもの遊び場や公園の整備
- ③行政と住民が生活問題を話し合う場の確保
- ④ひとり暮らしの高齢者への支援体制づくり
- ⑤福祉活動の拠点とするために、いつでも利用できる場所の整備

第3類型

- ①安定した収入のための就労の場の確保
- ②若い人と高齢者の世代間交流の促進
- ③地域活動や地域団体を支える人材の育成
- ④高齢者や障害のある方が安心して利用できる道路、交通機関の整備
- ⑤福祉や医療サービスの利用支援

第4類型

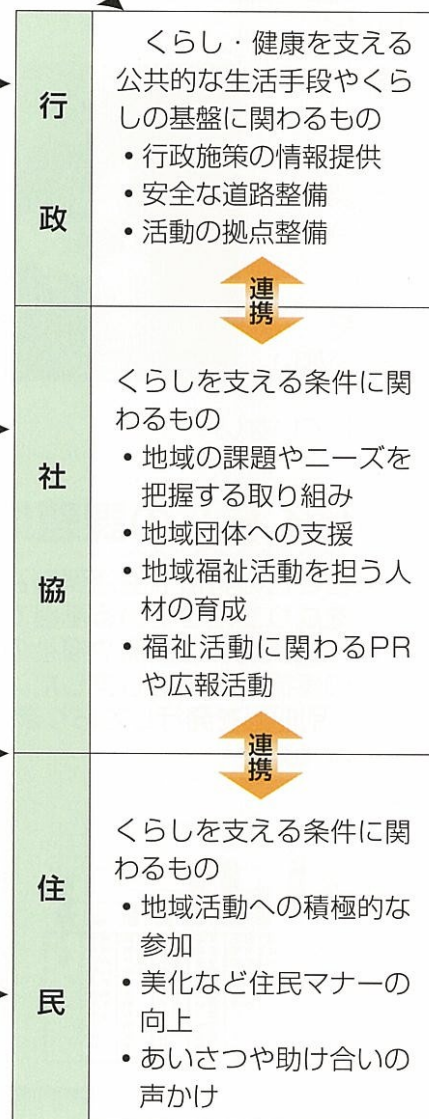
- ①子育てに不安を抱えている世帯への支援
- ②行政施策や地域の福祉、医療などの情報提供の充実
- ③自治会や地域活動への参加促進
- ④地域での防犯、防災への取り組みの推進

第5類型

- ①福祉関係職員と住民との学習会の場の確保
- ②ごみの処理、不法投棄など住民マナーの向上
- ③地元の伝統産業や農業の振興
- ④高齢者世帯への見守りや福祉サービスの充実

【大淀町の共通課題】

- ①一人暮らし高齢者・高齢世帯・病気や寝たきりの高齢者をかかえている世帯への支援
- ②住民相互のまとまり助け合いや世代間交流の促進
- ③緊急の医療体制の整備と病院の診療科目の充実
- ④地域の活動を支える人材の育成



人づくり・地域づくり・つながりのづくり



計画の目標

4つの「あい」でつながる、みんなの地域

～お互いに支え合う人づくり、地域づくり、つながりづくりを目指して～

活動計画では、「人づくり・地域づくり・つながりづくり」を重点テーマとして、各大字ごとの地域性の違いを認め合い、住民相互が積極的にふれあい、心のつながりがもてるように、「ふれあい・わかりあい・たすけあい・ささえあい」といった人と人、人と地域を結ぶこれらの「あい」を地域福祉活動の大切な要素として捉え、広げていくながら、だれもが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」をめざします。

計画の期間

本計画の期間は、平成20年から平成25年までの6年間の計画とし4年目に見直しを行います。

★ 目標実現のための働き ★

地域福祉活動推進するための役割や機能をあらわしました

- 主体的に活動し、連帯感を強めるために、住民同士が集いふれあいごとを地域の中の様々な場面で展開していきます。

ふれあい

- 地域福祉課題や福祉について、意見を出し合ったり学ぶことで、地域全体に共感の輪を広げていきます。

わかりあい

社協機能の
充実

- 災害時の避難や災害時に、地域で住民同士がたすけあえ、連携がとれる仕組みをつくっていきます。

たすけあい

- 地域に暮らす住民同士が生活課題を解決するために、支え合う仕組みをつくっていきます。

ささえあい

①小地域サロンの開催と運営支援

(事業内容)

少子・高齢化、家族や地域のつながりの希薄化など寂しさや不安を抱えて暮らす人が急増している中、地域で当事者同士の仲間づくりをすすめ、気軽に、無理なく集え楽しいひとときを過ごせる交流の場所（サロン）づくりを行います。

(進め方)

- 住民の方が集まりやすい、使いやすい会場（公民館等）を確保します。
- 企画会議を開催して、参加者にとって「何をしたいのか」をよく相談して内容を決めていきます。
- 参加者の仲間づくりがすすめられるように、語り合いの場づくりを大切にします。
- 参加者からの要望を取り入れたり、参加者自身に役割をもってもらえるような働きかけをします。

②地区社協の設立支援

(地区社協とは?)

地区社協（地区社会福祉協議会）は、住民一人ひとりが「福祉のまちづくり」に参加して、地域の中の助け合いを育てていくための組織です。地区住民や、町内会・自治会、民生委員・児童委員、その他地区の各種団体によって構成される住民組織です。

地区社協は、私たちの生活上のいろいろな問題や課題について話し合い、問題解決のための活動や福祉の風土作りを進めていく活動をしています。

ふれあいの活動

地域のみんなが参加して、ふれあいの輪を広げよう

③高齢者と子どもたちの世代間交流

(事業内容)

世代を越えた交流を持つことにより、希薄化しつつある地域社会の改善をはかります。

(対象者)

高齢者、幼児、学童、生徒等

(進め方)

- ・伝承遊び、三世代グラウンドゴルフなどを開催しながら、単なる行事に終わることなく、日常的な交流へとつなげていきます。



④障害のある方の居場所づくり

(事業内容)

障害のある方が、土・日曜日に気軽に立ち寄る場所が少ないことから、空き店舗や公民館等を利用して、気軽に交流や協働できる機会をつくります。

(進め方)

- ・障害のある方にとって使いやすい、利用しやすい会場の確保と環境整備を行います。
- ・仲間づくりが進むように、語り合いの雰囲気づくりを大切にします。
- ・障害のある方に、何か役割を担ってもらえるよう検討します。



①住民座談会の開催

(事業目的)

地域にある、または住民がかかえている福祉ニーズを出してもらおうと同時に、話の中からニーズを掘起こしていただくことを目的とします。

また、座談会を継続していくなかで、出会いとつながりの場として定着し、やがて話し合いの内容が、実際に住民の福祉活動として取り組まれるような「きっかけ」や「原動力」となることを目指します。

(座談会のテーマ等)

1. 子育て支援
2. 障害者問題
3. 認知症理解 (介護問題) など

②小地域ふくし講座の開催

(事業内容)

大字別または類型別に、住民の方を対象とした、福祉の啓発や活動の担い手づくりのための福祉講座、ボランティア講座、福祉実技講習(介護教室、車イス講習など)を開催して、地域福祉活動についての理解や関心を広げます。

(活動の進め方)

- 講座のテーマを設定します
- チラシの配布・回覧、あらかしテレビの文字放送等により、住民の方に参加を呼びかけます。
- 講習終了後、参加者へ地域福祉活動の必要性を説明します。

(開催場所)

各大字の公民館等



③社協ホームページの開設

(事業内容)

ホームページを作り、幅広く町内外の方々へ社協の取り組みを知っていただけるようにします。また、インターネット上で各種手続きを行えるようにし障害のある方など社協の窓口に来ていただくことが難しい方にもサービスの提供が行えるよう進めていきます。

(情報内容)

- 社協事業内容・各種福祉団体からの情報・全国および県
- 社協より県内の福祉情報
- 社協より県内の福祉情報(リンク)・共同募金情報
- 社協だより掲載記事の電子掲載
- 地域の福祉情報



わかりあい活動

福祉を知る・聞くことから、お互いをわかりあおう

①災害時住民たすけあいマップの作成

(事業内容)
地域において、単身高齢者、高齢者世帯、障害のある方の把握をしながら、災害時に安全に避難できる場所や経路の図を作成して、的確に迅速な救援活動ができる地域づくりのために、マップを作成します。

(作成の進め方)

- 参加者の募集
マップ作成に協力してもらおうボランティアの人々を地域住民の方から募集します。
例：区長、民生委員、医師、消防団員、商店主（コンビニなども含む）など
- 地域状況の把握
「まち歩き」による地域状況を調査し、参加者が持っている情報と併せて支援に必要な項目などにまとめていきます。登録希望者・候補者探しを声掛けにより行い参加してもらおうにします。
- マップに協力者・要援護者・避難場所の書き込み
- 住民間でのマップについて話し合う
マップを見ながら、みんなで災害時や平常時の課題や対策（活動）について話し合い、地域としてのルール（マップの管理・保持者など）を決めていきます。

たすけあい活動

いざという時にたすけあえる地域にしよう

②災害ボランティア コーディネーターの養成

(災害ボランティアコーディネーターとは?)

災害に遭って家が壊れてしまった、当
てにできる家族もいない。誰かに手伝ってほ
しいと思っているのに、どこにそんな人がいるの
かわからない。このような被災者と、災害ボラン
ティア活動希望者の、双方のニーズに対応する機能として
生まれたのが、災害ボランティアコーディネーターです。

(事業内容)

大規模な災害が発生した場合に、社協が災害ボラン
ティア支援センターを立ち上げる可能性があります。その
運営のお手伝いや、災害時に要援護者の避難誘導の
お手伝いをしていただけるように、養成講座や体
験シミュレーション等を企画して養成を図り
ます。



③共同募金運動への協力・推進

(事業内容)

共同募金の事業内容を幅広く住民の方々
にお知らせする広報活動とともに、地域住民の
方々と協力しながら募金活動を進めます。募金で
集められたお金は、県本会を通じ町内の福祉活動へ
利用されるよう配分して地域活動の活性化を促進して
いきます。

(現在状況：平成19年度)

- ・募金……一般募金
(戸別募金、職域募金、
街頭募金、学校募金)
歳末たすけあい募金
(愛の袋)
- ・配分……学校ボランティア
推進事業、
歳末慰問金事業



①ふれあい配食サービス

(事業内容)

定期的(月1)に居宅訪問。栄養のバランスの摂れた食事を提供すると共に、利用者の安否確認を行います。

(対象者)

70歳以上のひとり暮らし老人または、70歳以上の高齢者世帯。



②ボランティアセンターの設置

(事業内容)

「ボランティア活動がしたい」「ボランティアに関する情報がほしい」「ボランティア活動、ボランティア登録、ボランティアコーディネーターなどにより、ボランティア活動の支援を行います。」

(進め方)

- 運営委員会を設置して、需要調整を行うボランティアコーディネーターを配置します。
- ボランティア活動に従事できる人の登録を所定の用紙に行い、ボランティア保険に加入します。
- ボランティア活動をしてほしい、と相談が寄せられた場合、相談者に現在の状況を聞き取り、登録者と調整を行います。

ささえあい活動

ささえあいながら、ぬくもりある地域にしよう。

③訪問見守り活動

(事業内容)

単身高齢者、高齢者世帯、障害のある方など配慮が必要な人を対象とした訪問活動と、見守りが必要な人に対する関係機関や近隣との連絡調整やネットワークづくりを行います。

(対象者)

単身高齢者、高齢世帯、障害のある方など配慮が必要な人、見守りが必要な人

(協力機関)

ボランティア連絡協議会、
民生児童委員協議会、
地域包括支援
センターなど



④地域福祉権利擁護事業

(事業内容)

認知症高齢者・障害（知的・精神）のある方などの権利擁護を目的とし、地域での自立生活の支援を行っています。主な支援としては、福祉サービスについての手続き及び相談業務・日常生活費の管理を行っています。

(対象者)

認知症高齢者、知的・精神障害者、その他本事業の利用が相応しいと判断される方。



実施計画

社協が計画に基づく事業を、Ⅰ期（H20～21年）、Ⅱ期（H22年～23年）、Ⅲ期（H24年～25年）に分けて取り組んでいきます。

	大淀町社会福祉協議会が実施する事業		新規事業	開始時期
	実施事業	取組内容		
ふれあい活動	小地域サロンの開催と運営支援	<ul style="list-style-type: none"> モデル地域の選定と集う場所の確保 サロンの内容を企画 	○	Ⅰ期
	地区社協の設立支援	<ul style="list-style-type: none"> 地区社協構成メンバーの検討 活動の担い手の育成と活動の企画 	○	Ⅲ期
	高齢者とこどもたちの世代間交流	<ul style="list-style-type: none"> グラウンドゴルフ（3世代）の開催 伝承遊び 	○	Ⅱ期
	障害のある方の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> 気軽に立ち寄れる場所・環境の検討 既存の施設等との交流及び周知活動 	○	Ⅱ期
わかりあい活動	住民座談会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 座談会のテーマ設定 地域住民の課題やニーズ把握 	○	Ⅰ期
	小地域ふくし講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> 講座内容の検討及び講師等の調整 チラシや社協だよりによる参加よびかけ 	○	Ⅰ期
	社協ホームページの開設	<ul style="list-style-type: none"> 各種サービス情報の提供 事業報告書等の文書・資料の公開 	○	Ⅰ期
たすけあい活動	災害時住民たすけあいマップの作成	<ul style="list-style-type: none"> 地域の状況把握 マップ作成と平常時からの対策 	○	Ⅰ期
	災害ボランティアコーディネーターの養成	<ul style="list-style-type: none"> 養成講座の開設 災害ボランティアセンターの検討 	○	Ⅰ期
	共同募金運動への協力・推進	<ul style="list-style-type: none"> 共同募金運動の実施 歳末たすけあい事業の実施 		継続
ささえあい活動	ふれあい配食サービス	<ul style="list-style-type: none"> 配食希望者の募集 食生活改善のための検討とアンケート 		継続
	ボランティアセンターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアを希望する個人・団体の情報管理 ボランティア受け入れ可能団体・施設の新規開拓 	○	Ⅱ期
	訪問見守り活動	<ul style="list-style-type: none"> 見守り活動ネットワーク会議の開催 協力機関の調整 	○	Ⅲ期
	地域福祉権利擁護事業	<ul style="list-style-type: none"> 社協相談窓口等を通じた事業PRの促進 各種関係機関との連携促進 		継続
社協の機能の充実	組織体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉系の強化 経営戦略会議及びセクション会議の開催 		
	専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 研修体制の確立 外部研修への積極的な参加の促進 		
	財政基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> 自主財源の確保と効果的活用 補助金の確保 		

社会福祉法人 **大淀町社会福祉協議会**

〒638-0821 奈良県吉野郡大淀町下湊1223番地

TEL0747-53-0589 / FAX0747-54-2888